

氷見の土地改良



第57号
発行所
氷見市窪938
氷見市土地改良区
TEL0766(91)0083

ごあいさつ



氷見市土地改良区
理事長
山外 一郎

「氷見の土地改良」の発刊にあたり一言ご挨拶申し上げます。

皆様には日頃より当改良区の事業運営に対し格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症につきまして、医療従事者はじめ感染拡大防止に尽力されている関係各位に深く敬意を表すとともに、感染が確認された方々には心よりお見舞い申し上げます、1日も早い回復を願っています。

さて、私こと理事として4期目の任期中ではありましたが、木下前理事長の退任にあたり、この度理事長職に選任されました。身の

引き締まる思いとともに、初心にかえりこの重責を全うしていく所存です。
はじめに、今年度の氷見市土地改良区管内の事業について申し上げます。

一昨年から着手した小水力発電事業「五位ダム発電所」は今年度の完了を予定しており、この発電による収益が土地改良施設の維持管理費の地元負担等の低減に寄与するものと期待しています。

同じく一昨年からの継続事業であります十二町瀉排水機場の「国営施設応急対策事業」調査が今年度も実施されます。当排水機場は地域の防災減災施設として大きな役割を担っていますが、近年のゲリラ豪雨に対し能力不足も懸念され老朽化も進行していますので、関係機関と連携を密にとり対応策を講じて参りたいと考えています。

また、県営防災減災事業のため池整備では5つの継続地区に加え、久目地区の千元池、谷屋地区の谷内田池が新規採択されました。農地整備事業は、継続中の土地改良総合整備3地区に加え、新たに中村地区が大区画ほ場整備事業として採択されました。

いずれの事業も、土地改良施設の多面的機能の発揮や安全確保、地域農業の安定的な継続、食料の安定生産に不可欠な整備を行うも

のです。ため池整備や農地整備は、早期採択を待ち望んでいる地区が多くありますので、引き続き関係機関に対し要望活動を続けて参りたいと考えています。

次に、当土地改良区独自の取り組みである「土地改良区単独土地改良施設整備事業費補助金」は、昨年度に補助率、補助限度額を増とする見直しを行いました。小規模な施設整備に有用であると考えていますので、ぜひご活用ください。

結びに、皆様並びに関係各位の益々のご健勝とご発展を衷心よりお祈り申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

退任

前理事長 木下 俊男 氏

令和2年3月31日退任

平成23年3月の理事長就任以来、豊富な知識と経験により、国・県営かんがい排水事業の償還や十二町瀉排水機場防災減災事業、小水力発電事業の着工をはじめ各種事業の推進や組織の強化など氷見市農業の発展にご尽力いただきました。数々のご功績に感謝申し上げます。

今後ますますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。



ごあいさつ

氷見市長 林 正之

「氷見の土地改良」第57号の発刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃から、農業の持続的発展・農村の振興はもとより、市政の発展に多大なるご貢献をいただいていることに心から感謝を申し上げます。

先般、政府において今後10年間の農業政策の指針となる新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定され、2018年度に過去最低水準の37%まで落ち込んだ食料自給率（カロリーベース）を、2030年度においては45%まで引き上げる目標を設定し、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展及び農村の振興等、7項目にわたる講ずべき施策を掲げています。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は社会経済活動を停滞させ、農産物の販売にも大きな影響を与えました。それに加え、昨今

の農業を取り巻く状況は、食料の多くを海外に頼っている現状であると同時に、少子高齢化と人口減少社会を迎え、農業従事者の高齢化や後継者の不足、農産物価格の低迷に加え、耕作放棄地の拡大など、農業の構造的な課題に直面しております。

このような状況の中、今年度の農業農村整備事業の予算については、国、県ともに、昨年度を上回る事業費が確保され、本市に関しては、ほ場整備事業や県営農村地域防災減災事業が展開されております。引き続き、継続地区の事業の促進と新規地区の採択について、国及び県に対して積極的に要望してまいります。

今後とも、本市の農業を支え、国土の保全に取り組み氷見市土地改良区の皆様方と連携を図り、本市の農業の持続的発展に向けて、全力で取り組んでまいります。

結びに、これからも本市の農業が発展し、農村に活力がみなぎるようご期待申し上げますとともに、氷見市土地改良区をはじめ、関係の皆様方のご健勝とご活躍を心からご祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。



ごあいさつ

富山県高岡農林振興センター所長 松井 俊成

氷見市土地改良区の組合員の皆様には、日頃から本県の農業・農村の振興にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、梅雨明け後の猛暑や8月下旬の低日射、台風15号による大雨などにより米の品質低下が懸念されましたが、皆様には、適切な栽培管理に取り組んでいただいた結果、氷見市においては90%を超える1等米比率を確保することができました。また、産地間競争が激化する中、県産米の1等米比率は平成26年産から6年連続で北陸農政局管内トップとなりました。県では、引き続き皆様と一丸となつて高品質で美味しい米づくりに取り組むとともに、新品種「富富富」の生産振興や流通販売対策にもしっかりと取り組むこととしております。さらに、園芸作物との複合経営による経営体の体質強化を図るため、特に、栽培面積が日本一のマコモタケ、JA氷見市が推

進しているハウス野菜やネギ類について、新たな氷見ブランド品目に育つように支援しているところであります。

さて、県の令和2年度農業農村整備事業関係予算は、当初予算118.7億円と令和元年度2月補正予算59.6億円を加えた合計178.3億円を確保しているところであり、事業効果の早期発現に向け計画的に執行していくこととしています。

貴土地改良区管内においては、農業競争力強化を図るため、土地改良総合整備「城飯久保地区」、「下田子・上泉地区」、「北八代地区」の進捗を図るとともに、新たにほ場整備「中村地区」に着手します。また、国土強靱化を図るため、ため池整備「加納新池」、「島山池」、「新保大池」、「谷内山池」、「石仏池」を推進するとともに、新たに「谷内田池」、「千元池」に着手します。さらに、「五位ダム」の河川放流

水を利用した小水力発電施設についても引き続き支援してまいります。

今後とも、将来にわたり発展する「競争力の高い農業」と「豊かで美しい農村」の実現を目指し、農業農村整備事業を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動や地域活動などが制約され、農業や農村も大きな打撃を受けましたが、一日でも早く、経済と地域がもとの元気を取り戻すことを願いますとともに、氷見市土地改良区のますますのご発展と、組合員の皆様のご健勝を祈念いたしましてごあいさついたします。

第48回通常総代会の開催

第48回通常総代会が、去る令和2年3月13日（金）午後2時から水見市農業会館4階ホールにおいて総代84名参加（うち27名書面議決）のもと、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席者相互の距離を保った上で開催されました。

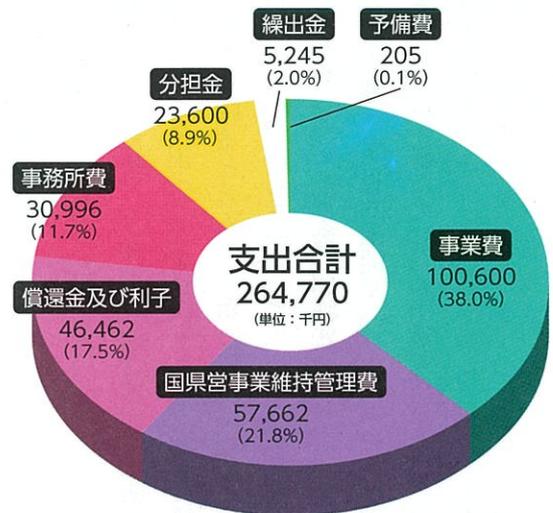
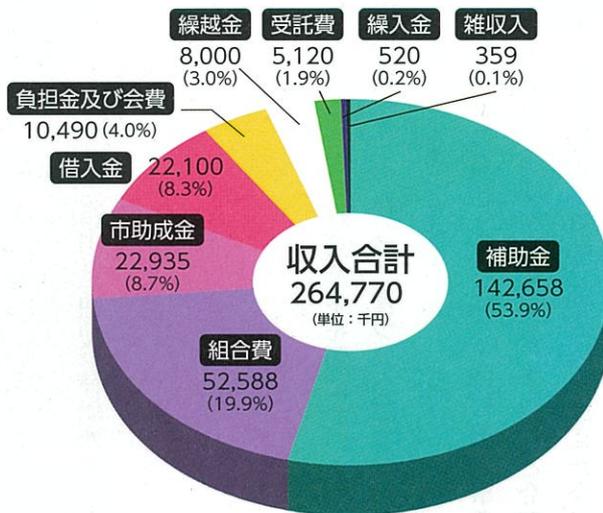
会議に先立ち、木下俊男理事長の挨拶に引き続き、南理富山県高岡農林振興センター所長、大野一也水見市建設部長の両氏からご祝辞をいただきました。

加納地区の川上悦男総代を議長に選出し、令和2年度事業計画、同一一般会計収支予算及び特別会計収支予算等の15議案と2つの報告事項については、何れも原案通り可決または承認されました。主な内容は下記のとおりです。また、同日に行われた役員候補の補欠選挙では、全区に山外一郎理事、第3選挙区（碓石）に田中昭一理事、第4選挙区（阿尾）に瀬戸正次理事がそれぞれ無投票で当選されました。その後、東清夫理事長職務代理の閉会の挨拶の後、午後3時30分に閉会となりました。閉会后に木下俊男前理事長の退任を受け組織役員会が開催され、山外一郎理事が新たに理事長に選任されました。



令和2年度 一般会計収支予算 (単位：千円)

本年度	前年度	比較増減
264,770	232,666	32,104



令和2年度 特別会計収支予算

(単位：千円)

国・県営かんがい排水事業積立金特別会計

本年度	前年度	比較増減
1,900	1,330	570

転用決済積立金特別会計

本年度	前年度	比較増減
154,364	153,458	906

役員退任慰労積立金特別会計

本年度	前年度	比較増減
5,582	5,386	196

職員退職給与積立金特別会計

本年度	前年度	比較増減
36,430	33,564	2,866

基本財産積立金特別会計

本年度	前年度	比較増減
153,242	229,737	△76,495

国・県営かんがい排水事業維持管理積立金特別会計

本年度	前年度	比較増減
400,409	393,380	7,029

国・県営かんがい排水事業維持管理修繕費積立金特別会計

本年度	前年度	比較増減
29,927	32,359	△2,432

十二町潟沿岸管理区特別会計

本年度	前年度	比較増減
59,700	54,100	5,600

十二町潟沿岸管理区転用決済積立金特別会計

本年度	前年度	比較増減
24,955	25,212	△257

十二町潟沿岸管理区維持管理積立金特別会計

本年度	前年度	比較増減
22,058	18,287	3,771

小水力発電事業特別会計

本年度	前年度	比較増減
66,000	135,700	△69,700



平成30年度 一般会計収支決算

収入総額	223,550,714円
支出総額	206,314,636円 (次年度繰越金 17,236,078円)

令和元年10月24日(木)午後2時から、令和元年度第1回臨時総代会が氷見市農業会館4階ホールにて開催されました。

当日は、公務ご多忙の折にも拘わらず、南理富山県高岡農林振興センター所長、高田克彦富山県高岡農林振興センター指導課長、大野一也氷見市建設部長、角地公治氷見市ふるさと整備課主査のご臨席を賜りました。

会議に先立ち、木下俊男氷見市土地改良区理事長の挨拶の後、南所長、大野部長からご祝辞をいただきました。出席総代63名の中から窪地区の田中賢次総代を議長に選出し、平成30年度事業報告及び一般会計収支決算等の9議案については、何れも原案通り可決されました。主な内容は次のとおりです。その後、山外一郎理事長職務代理の閉会の挨拶があり午後3時30分に閉会となりました。

令和元年度
第1回臨時総代会の開催

●収入

(単位:円)

款	決算額	予算額	比較	
			増	減
1 組合費	65,906,837	68,935,000		3,028,163
2 負担金及び会費	7,578,654	7,893,000		314,346
3 受託費	5,182,800	4,920,000	262,800	
4 補助金	64,996,000	62,192,000	2,804,000	
5 市助成金	21,089,000	21,089,000	-	-
6 雑収入	792,102	359,000	433,102	
7 借入金	18,174,631	27,300,000		9,125,369
8 清算金	26,911,280	26,912,000		720
9 繰入金	109,900	512,000		402,100
10 繰越金	12,809,510	12,241,000	568,510	
収入合計	223,550,714	232,353,000		8,802,286

●支出

(単位:円)

款	決算額	予算額	比較	
			増	減
1 事務所費	19,443,779	28,168,000		8,724,221
2 償還金及び利子	37,182,930	41,216,000		4,033,070
3 事業費	25,595,200	25,900,000		304,800
4 国県営事業維持管理費	67,450,023	70,549,000		3,098,977
5 分担金及び負担金	19,954,741	29,437,000		9,482,259
6 清算金	26,911,280	26,912,000		720
7 繰出金	9,776,683	9,777,000		317
8 予備費	0	394,000		394,000
支出合計	206,314,636	232,353,000		26,038,364

平成30年度 特別会計収支決算

(単位:円)

国・県営かんがい排水事業積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
1,000,000	1,757,295	0	1,757,295

転用決済積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
153,250,000	153,088,095	17,740	153,070,355

役員退任慰労積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
5,154,000	5,141,921	0	5,141,921

職員退職給与積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
31,073,000	52,698,115	21,714,264	30,983,851

基本財産積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
226,795,000	226,795,488	4,460,000	222,335,488

国・県営かんがい排水事業維持管理積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
386,177,000	386,171,379	0	386,171,379

国・県営かんがい排水事業維持管理修繕費積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
34,240,000	34,207,883	6,471,720	27,736,163

十二町潟沿岸管理区特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
54,970,000	51,423,786	50,558,405	865,381

十二町潟沿岸管理区転用決済積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
26,580,000	24,832,278	0	24,832,278

十二町潟沿岸管理区維持管理積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
18,280,000	18,277,001	0	18,277,001

小水力発電事業特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
190,800,000	11,060,000	11,050,960	9,040



氷見市土地改良協会では随時会員を募集しています。先進事例等の研修会を開催し、土地改良事業の推進を目的としています。詳細は事務局 91-0083までお問い合わせください。

氷見市土地改良協会 令和元年度 通常総会の開催

氷見市と市内4土地改良区、26の工区及び自治会で組織する氷見市土地改良協会の令和2年度通常総会は、緊急事態宣言を受け書面議決により5月25日(月)に開催されました。

提出された令和元年度事業報告並びに同一般会計収支決算等の5議案については、何れも原案とおり可決または承認されました。同議案内では役員の選任も行われ、会長に山外一郎氷見市土地改良区理事長、副会長に中田専秀西条畑地かんがい土地改良区理事長がそれぞれ選任されました。

令和元年度 一般会計収支決算 (単位:円)

予算額	収入決算額	支出決算額	繰越額
5,100,000	5,305,619	804,108	4,501,511

令和2年度 一般会計収支予算 (単位:千円)

本年度	前年度	比較増減
4,970	5,100	△ 130



高岡土地改良 協議会長賞表彰

氷見市土地改良区

理事 東 清夫氏

平成21年に理事に就任以来、滞納対策検討委員会の副委員長、委員長を歴任し、役職員の先頭に立ち賦課徴収率の向上に尽力されるとともに、土地改良事業の推進にご尽力いただいています。

十二町瀉沿岸管理区 第38回代議員会の開催

令和2年3月5日(水)午後2時から代議員31名出席のもと、十二町瀉沿岸管理区第38回代議員会が開催されました。出席代議員の中から神代地区の廣瀬義和代議員を議長に選出し、平成30年度事業報告及び同特別会計収支決算等の7議案については何れも原案のとおり可決又は承認されました。

十二町潟排水機場

十二町潟排水機場は、海拔0m地帯である十二町潟周辺の農地の湛水防止のため、国総合かんがい排水事業により造成され、昭和59年から稼働しています。

市内を流れる万尾川、堀田川、園川などの水を湊川、仏生寺川へ強制的に排水するため、4基のポンプ（直径800mm：1台、直径2,000mm：3台）が設置されており、最大毎秒34.4m³の排水能力で24時間365日の運転管理をしています。

施設の維持管理は、受益地の農家の方からの負担金と国・県・市からの補助金で行われており、排水機場が完成してからは農地の湛水被害は少なくなり安定して農業生産が行われています。

また、排水機場は市街地の浸水や道路の冠水を防ぐという社会的に大きな役割も担っており、その役割は年々大きくなってきています。

最近では施設の老朽化と共に施設能力を超える大雨が多発し、施設の能力アップと施設機能の安定した維持が課題となっており、これを解消すべく関係機関への働きかけを行っています。

十二町潟排水機場では、施設見学を随時受け付けております。管理課91-0083までお問い合わせください。



全景（国道160号沿い仏生寺川右岸）



地下ポンプ室



十二町から窪方面（昭和30年代）



現在の窪方面

組合員の皆様へ

賦課金について

種類	単価	納期
経常賦課金（氷見市内の田）	1級地 1,000円/10a（ほ場整備実施済）	11月末日
国・県営かんがい排水事業維持管理賦課金（五位ダムからの用水受益）	2,000円/10a	6月末日
十二町瀧沿岸管理区維持管理賦課金（十二町瀧排水機場の受益）	1級地 3,200円/10a	1期：5月末日
	2級地 300円/10a	2期：8月末日

賦課金に関するお問い合わせは、管理課賦課係 ☎91-0083までお願い致します。
納期が休日の場合は、金融機関の翌営業日となります。

賦課金納付について

- ① □座振替は氷見市農協のみの対応となっております。
- ② 納付期限が□座振替日となります。
- ③ 氷見市農協窓口で納入する場合手数料は必要ありませんが、他金融機関から振り込みされる場合には手数料は組合員様のご負担となります。
- ④ 利用権が設定されている田であっても賦課金は原則所有者の負担となります。
利用権設定をして耕作者が賦課金を支払う場合には、届出が必要となりますので当改良区まで連絡をお願いします。

農地を転用する際は

- 農地を農業以外の目的に使用するときには農地転用の手続きを行い、受益から除外する必要があります。
※無断転用は農地法により罰せられます。
- 転用予定地が国・県営かんがい排水事業の受益地であるときは、転用決済金を納付する義務があります。（土地改良区法第42条第2項）
- 転用決済金の金額につきましては、地区により異なる場合がありますので土地改良区までお問い合わせください。
- 手続きが無い限り土地台帳から除外できませんので、従来どおり賦課されることとなります。
公共事業（道路、公園、河川、建物等）の用地として転用される際にも上記の手続きが必要となりますので、事業主と十分話し合い、手続きに疑義が生じないようお願い致します。

決済金とは？

農地を転用することで、残存農地の組合員に対して負担が増えないようにするためのお金です。

補給水の使用期間

国・県営かんがい排水事業の補給水（五位ダムからの用水）の使用期間は、水利権により毎年4月26日から9月5日までと定められています。期間外での使用はできません。
施設の不具合、漏水、空気弁からの溢水等を発見されたときは、管理課（91-0083）までご連絡ください。

こんな時には、必ず届出をしてください。

- 組合員が死去された場合
- 農地を売買・贈与・交換・相続・耕作の移動等をした場合
- 農業者年金受給のため経営移譲した場合
- 住所や組合員名を変更した場合
- 公共事業等で田が用地買収された場合
- 農地転用した場合 等

届出用紙は
事務局にあります

